

2025年7月1日 実施

## Things Cloud サービス利用規約

### (規約の制定)

第1条 当社は Things Cloud サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Things Cloud サービス（ネットワーク経由で送信されたセンサー情報を蓄積／管理し、ブラウザによるセンサーのステータスや位置の確認、異常発生時等に電子メール通知等を可能とする機能を提供するものをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

### (本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るために必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### (本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期は第 25 条に定める方法により契約者へ通知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更に特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

### (本サービスの内容)

第4条 本サービスの構成要素及び Things Cloud の機能は以下に定めるとおりとします。

表 本サービスの構成要素

構成要素	数量	説明
Things Cloud	1	下表 Things Cloud の機能について示す、デバイス接続、データ管理、外部サービス接続、テナント(ユーザー情報、デバイス情報、測定データ、等の保持単位。以下、同じとします。)管理、ネットワーク接続を利用可能な機能として提供するクラウドサービス。

表 Things Cloud の機能(デバイス接続)

様々なモノをネットワーク経由で接続する機能。

分類	機能	概要
デバイス接続	Agent ソフトウェア	デバイス上で動作し、Things Cloud 上へのデバイス登録や計測データの送信、Things Cloud からの制御指示の受信などをプログラミング

		を必要とせずに実現。
機器認証		Things Cloud への各通信において認証を実施。
計測データ送信		デバイスが計測したデータを API によって Things Cloud に送信可能。 計測データは任意の値を送信可能。
機器制御用通信管理		Things Cloud からのデバイスに対する制御指示を受け取るための通信セッションを確立・管理するための機能。
通信ログ管理		Agent ソフトウェアによる通信ログをデバイス上でファイル出力。

表 Things Cloud の機能(データ管理)

デバイス情報を管理し、データを蓄積/処理/可視化する機能。

※一部機能はインターネット接続を前提としております。Flexible InterConnect 接続ご利用時には Things Cloud 開発者サイト(<https://developer.ntt.com/iot/docs/device-integration/fic-connection/>)の注意事項が適用されます。

分類	機能	概要
データ管理	デバイス一覧表示	登録されているデバイスを一覧表示する機能。
	デバイス設定管理	モノの情報(シリアル ID 等)を GUI 上で設定・管理する機能。
	デバイスグループ設定	デバイスを任意の単位でグループ化する機能。
	デバイス接続監視	Agent を搭載したデバイスの接続状況をリアルタイムで監視する機能。
	ソフトウェア管理	Agent を搭載したデバイス上のソフトウェアのバージョンを収集し、遠隔からバージョンアップを実施する機能。
	デバイス遠隔管理	GUI の操作で遠隔からデバイスを制御(再起動等)する機能。
	デバイス位置情報管理	モノの GPS 情報を継続的に収集し、保存する機能。
	デバイス接続管理	モノに払出されている ID/PW の有効化/無効化を GUI 上で設定する機能。
	収集データ保管	デバイスが送信したデータを保管する機能。
	グラフ表示	蓄積したデータをグラフ(折れ線)で表示する機能。
	地図表示	モノの位置情報を地図上に対応付けして表示する機能。
	その他表示	Widget と呼ばれる GUI パーツ群でリニアゲージ、円グラフ、メータ表示等のデータ表示を可能とする機能。
	アラーム/イベント管理	収集したデータの値に対して閾値判定を行い、管理者に対してメールを送信する等の定型のルールを GUI 上で設定する機能。
	ジオフェンス	モノの位置情報が地図上の指定領域を出たかどうかを判定する機能。
	FieldBus 接続	デバイスのうち当社が指定した機器経由で特定の FieldBus プロトコル (Modbus、CAN 等)のデータについて、GUI 上の設定によってプログラミングなしで Things Cloud 上のデータ保存形式に変換する機能。
	カスタムストリーミング処理	収集したデータの値に対して任意のストリーミング処理を実施する機能。

表 Things Cloud の機能(外部サービス接続)

お客さまが準備する外部システムとの連携を実現する機能。

分類	機能	概要
外部サービス接続	メール送信	Things Cloud メールサーバを利用し、アラーム等を送信する機能。
	外部システム接続 API	Things Cloud に蓄積したデータの取得、外部サービスとの連携を API により実現する機能。

表 Things Cloud の機能(テナント管理)

サブテナント(契約者自身で増設することが可能なテナント。以下、同じとします。)を含むテナントやユーザ情報などを管理するための GUI アプリケーション。

分類	機能	概要
テナント管理	ユーザ管理	テナントにアクセスできるユーザを作成/削除する機能。
	ユーザグループ管理	テナントに登録されているユーザをグルーピングして権限管理する機能。
	テナント統計情報確認	テナントに登録されているデバイスの数や現在利用しているストレージ容量等を確認する機能。
	サブテナント管理	サブテナントを作成/利用停止する機能。
	サブテナント統計情報確認	自ユーザテナントが管理する各サブテナントの統計情報(デバイス数、ストレージ容量等)を確認する機能。
	ログ管理	デバイスやテナントに関するログを確認する機能。
	ファイル管理	システム管理用のドキュメントなどを保存する機能。

表 Things Cloud の機能(ネットワーク接続)

デバイスから Things Cloud へ接続するためのネットワークのアクセスポイント機能

分類	機能	概要
ネットワーク接続	インターネット接続機能	インターネットから Things Cloud サービスに対して接続するインターフェースを提供する機能。
	LoRaWAN 接続機能	LoRaWAN Network Server から Things Cloud サービスに対して接続するインターフェースを提供する機能。
	Sigfox 接続機能	Sigfox クラウドから Things Cloud サービスに対して接続するインターフェースを提供する機能。
	Flexible InterConnect 接続機能	Flexible InterConnect から Things Cloud サービスに対して接続するインターフェースを提供する機能。

2 センサーを設置したデバイスから取得した情報を Things Cloud 上に表示させるためには、お客さまにて別途インターネット接続環境または Flexible InterConnect 接続環境の準備が必要となります。

(申込と承諾)

- 第5条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。
- 2 当社が申込みに対して承諾をした時をもって契約（以下、「本契約」と言います）の成立とします。
- 3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
  - (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
  - (3) 本サービスの申込者が第11条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
  - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
  - (5) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合。
  - (6) その他当社の業務に支障があるとき
- 4 当社は本契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

（契約者の地位の承継）

- 第6条 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
- 2 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出させていただきます。
- 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

（本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止）

- 第7条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。ただし、当社が譲渡を承認した場合にはこの限りではありません。

（契約者が行う契約の解約）

- 第8条 契約者は本規約にも基づく契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

（当社が行う契約の解約）

- 第9条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本規約に基づく契約を解約することができます。
- (1) 第11条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。
- (3) 第5条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) その他本規約に違反する行為であって、本サービスの提供における当社の義務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合は、通知をせずに解約する場合があります。

#### (利用中止)

第10条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第11条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第22条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、本規約に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (料金)

第12条 本サービスの料金は別紙（料金表）に定めるところによります。

#### (料金の支払義務)

第13条 契約者の支払義務は別紙（料金表）に定めるところによります。

2 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

#### (延滞利息)

第14条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

#### (本サービスにおけるデータの取扱い)

第15条 当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（契約者の所有産業機器等に関する情報を含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が、滅失、毀損又は滅失、毀損、その他の事由により本来の利用目的以外に使用された等いかなる場合においても、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず当社は契約者に対して責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

2 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

#### （本サービスにおけるデータの利用）

第16条 当社は、本サービスの利用によって当社に蓄積される、利用者の登録情報、本サービスの利用実績その他の利用者に関する情報のうち個人情報にかかるもの（以下「利用者情報」といいます。）の取扱いについては、当社が別に定める「プライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)」によるものとします。

2 当社は、契約者に利用者情報の提供先とその利用目的をあらかじめ通知し、その承諾を得ることを行わない限り、第三者に利用者情報を開示・提供しないものとします。

3 前項の定めに係らず、以下の場合には、当社は第三者に利用者情報を開示・提供できるものとします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (5) 当社が本サービスの維持、運営をするために必要な場合

4 当社は、当社の設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

#### （本サービスにおけるデータの消去）

第17条 当社は、本サービスの利用が解約その他の事由により終了した場合には、当社は、契約者のデータ等を当社の設備より消去するものとし、利用終了後において契約者が当該契約者のデータ等を必要とする場合には、契約者自らあらかじめ保存を行っておかなければならぬものとします。

2 当社は、契約者があらかじめデータを保存しておかなかつたこと、また保存ができなかつたことによって契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、責任を負わないものとします。また、この場合において一度消去したデータの復旧は行いません。

#### （非保証）

第18条 本サービスは、明示・默示を問わず、本サービスについての保証（本サービスの通信速度、レスポンス、正確

性、完全性を含みますがこれらに限定されないものとします）を行わないものとします。

#### (不可抗力)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2 当社は、天災、事変その他の非常事態により本サービスに係る設備が故障又は滅失し、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、本サービス契約を解約することがあります。

#### (免責)

第20条 当社は当社の故意又は重大な過失による場合又は本規約で特に定める場合を除き、本契約に基づく契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

#### (本サービスの廃止)

第21条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止（本サービスの提供及び運用に関して当社が締結している第三者との契約の終了に伴うものを含みます。）することができます。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、2ヶ月以上前に契約者に通知するものとします。

#### (契約者の義務)

第22条 契約者は以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為。
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行

為。

- (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、又は、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文章等を送信もしくは掲載もしくは保管する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又は、その送信、掲載、販売、保管を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又は、これを勧誘する行為。
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、又は、これを勧誘する行為。
- (9) 違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供及び保管、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
- (10) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、又は、不特定多数の者にあてて送信する行為。
- (11) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為。
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- (13) 選挙の事前運動、選挙運用又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- (14) 申込みの際に当社に届け出た事項について、当社に変更申込書による申込みをすることなく変更をする行為。
- (15) その他、法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービス運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為、その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（機器などの準備）

**第23条** 契約者は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、試験その他の準備を行うものとする。

(当社への問い合わせ)

**第24条** 契約者は、当社が定める方法に従い、本サービスに関する問い合わせを行うことができます。

2 当社は、前項に基づく契約者からの問い合わせに対して誠実に対応するものとします。ただし、当社は契約者からの全ての問い合わせに回答することを保障するものではありません。

3 本条に基づき契約者が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容については、当社は、当社が提供するサービスの品質向上のために、本サービス、その他当社が別途管理するWebサイト等において公表する場合があります。

4 当社は本条に基づく契約者からの問い合わせに対する回答の業務について、当社が別途指定する第三者に委託することができるものとし、かかる場合、当該委託に必要な範囲で、契約者に関する情報及び問い合わせ内容を当該委託先の第三者に対して提供するものとします。

5 契約者は、当社に対し、サービス又はその評価及び利用に関してコメント（以下、「フィードバック」といいます。）を提供できます。契約者は本契約に基づき、かかるフィードバックのすべての権利、権原及び所有権（あらゆる知的財産を含む）を当社に付与するものとし、当社は契約者に対する義務を負わずに、商業的、非商業的を問わずあらゆる目的のために、フィードバックを使用できるものとします。

(契約者に対する通知)

**第25条** 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のWebサイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールで送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(当社の知的財産)

**第26条** 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱いマニュアル等を含みます。以下「プログラム等」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいう。）ならびにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルその他ソースコー

- ドの抽出、公衆送信（送信可能化を含む。）を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・許諾・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も効力を有するものとします。

#### (第三者への再使用許諾及び義務)

第27条 契約者は本サービスについて第三者に対して再使用許諾を行うことができるものとします（契約者が再使用許諾を行った第三者を以下、「再使用許諾先」といいます）。なお、当社が契約者に再使用許諾先名の提出を求めたときは、契約者はすみやかにこれに応じるものとします。

2 本規約において当社が契約者に対して課している義務と同等以上の義務を、契約者の責任において、再使用許諾先に対しても課し、契約者の責任のもと管理するものとします。

3 再使用許諾先による本サービスの使用が本規約の規定に違反するものであると当社が判断した場合には、契約者が本規約に違反したものとみなし、契約者に対して利用停止、契約解除等の必要な処置を行うものとします。なお、当該違反によって当社に損害が発生した場合、契約者は当該損害を賠償する責を負うものとします。また、本項に従って行った契約者に対する利用停止、契約解除等の処置に起因して発生した損害や苦情等に対して、当社は責任を負わず、対応しないものとします。

4 再使用許諾先の本サービスにかかる問い合わせ（質問、苦情等を含むがこれに限られません。）については契約者の責任において対応するものとし、当社は再使用許諾先からの問い合わせには対応しないものとします。

5 本サービスの使用に関連して、再使用許諾先が契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は再使用許諾先が契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者の責任において解決するものとし、当社が本規約中に明示的に規定している責任以外の責任から免責されるよう、適切な措置を講ずることとします。

6 契約者による本サービスの第三者への再使用許諾に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に迷惑又は損害を与えないものとします。

7 契約者は再使用許諾先が、再使用許諾先以外の第三者に本サービスを利用させないようにするものとします。

#### (説明書等の取り扱い)

第28条 第26条(当社の知的財産)の規定に関わらず、本サービスを再使用許諾先に使用させるために必要な範囲に限り、契約者は本規約・提案書ひな形・パンフレット・サービス説明書・API リファレンス・チュートリアル・構築ガイド（以下、「説明書等」といいます。）を複製、編集し、当該再使用許諾先に配布できるものとします。ただし、当社からの要請があった場合には、契約者は当該説明書等を配布した再使用許諾先名、配布した数量および編集内容を当社に報告するものとします。なお、複製又は編集された当該説明書等の知的財産権は、当社又は当社が定める正当な権利を有する第三者に帰属するものとし、契約者は著作者人格権を行使しないものとします。また、契約者が説明書等の内容を編集した場合は、当該編集に起因する事態については、当社は責任を負わないものとします。

2 契約者は再使用許諾先が、説明書等を営利目的の有無を問わず、複製、改変又は公開等しないように管理するものとします。

3 本契約の解除もしくは終了又は契約者と再使用許諾先との契約の解除もしくは終了があった場合には、契約者は速やかに再使用許諾先に配布した説明書等を回収する又は再使用許諾先に破棄させるものとし、当該契約の解除

又は終了後に再使用許諾先が説明書等を所持していることが無いようにするものとします。

#### (輸出規制)

第29条 契約者は、本サービスに関連して外国為替及び外国貿易法（これに関連する政省令を含む）で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

#### (ハイセイフティ用途)

第30条 契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、地図上の正確な場所が必要になる緊急サービス、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」といいます。）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、契約者又は第三者からの請求又は損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

#### (反社会的勢力等の排除)

第31条 契約者はサービス利用契約の締結にあたり、自ら又はその役員が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保障するものとします。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 賃金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為又は不当要求行為
- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

#### (第三者への委託)

第32条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。

(管轄裁判所)

第33条 契約者と当社の間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第34条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

(分離可能性)

第35条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

通則（料金及び工事費に係るもの）

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者が本サービスに係る契約に基づき支払う料金のうち、利用料金を料金月に従って計算します。なお、「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
2. 当社は、本サービスに係る料金を日割りしません。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

5. 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

6. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税額相当)

7. 本規約により支払いを要するものと定められている料金額は、料金表にある税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）の合計に消費税相当額を加算した額とします。なお、この料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。

(料金の相殺)

8. 当社は、返還すべき料金が発生した場合は、その以降の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

## 別紙 料金表

### 利用料金

1. 本サービスの利用料金は以下に定めるとおりとします。

区分	単位	利用料金（月額）
基本料	1 契約毎	118,000 円 (129,800 円)
デバイス従量	1 デバイス登録毎 デバイス従量(1 デバイス毎)には、 45,000 回の API コール数と 50MB のデータ容量が含まれます	500 円 (550 円)
追加データ管理料	デバイス従量に含まれるデータ容量を 超えたデータ量に対し、100MB 毎	30 円 (33 円)
API コール超過料	デバイス従量に含まれる API コール数 を超えたデバイスからの API コールに対 し、10,000 回毎	1,180 円 (1,298 円)
LoRaWAN 接続機能利用料	1 契約毎	8,800 円 (9,680 円)
Sigfox 接続機能利用料	1 契約毎	8,800 円 (9,680 円)
カスタムストリーミング処理機能利用料	テナントまたはサブテナント毎	25,000 円 (27,500 円)
備考		
()内は消費税 10%を含んだ金額です。		
基本料(1 契約)には、1 テナント、インターネット接続機能、Flexible InterConnect 接続機能が含まれます。		

2. デバイス従量は、各月において登録されたデバイス数の最大値に基づいて算出します。デバイス従量に含まれる API コール数とデータ容量は契約毎に合算されます。
3. 追加データ管理料は、契約毎に、各月において使用されたデータ量の最大値からデバイス従量に含まれる合算されたデータ容量を差し引いた値に基づいて算出します。
4. API コール超過料は、契約毎に、各月におけるデバイスからの API コール数の合計値からデバイス従量に含まれる合算された API コール数を差し引いた値に基づいて算出します。
5. カスタムストリーミング処理機能は申し込み実施後にテナントにおいて有効化されます。サブテナントを有効化する場合はお客さまにて実施可能です。カスタムストリーミング処理機能利用料は、契約毎に、各月におけるカスタムストリーミング処理機能を有効化しているテナントまたはサブテナントの数の最大値に基づいて算出します。

### 利用料金の支払義務

1. 契約者は、当社が契約者にテナントの提供を開始した日が属する月(以下、「提供開始月」とします。)の翌月から起算して、解約月の末日までの期間について基本料、デバイス従量、追加データ管理料、API コール超過料の支払いを要します。但し、提供開始月にテナントを廃止した場合は当該提供開始月の基本料、デバイス従量、追加データ管理料、API コール超過料の支払いを要します。
2. LoRaWAN 接続機能、Sigfox 接続機能またはカスタムストリーミング処理機能については、契約者は当社が契約者に LoRaWAN 接続機能、Sigfox 接続機能またはカスタムストリーミング処理機能の提供を開始した日が属する月(以下、「接続機能提供開始月」とします。)の翌月から起算して、当該機能の解約月の末日までの期間について LoRaWAN 接続機能利用料、Sigfox 接続機能またはカスタムストリーミング処理機能利用料の支払いを要します。但し、接続機能提供開始月に LoRaWAN 接続機能、Sigfox 接続機能またはカスタムストリーミング処理機能を停止した場合は当該提供開始月の LoRaWAN 接続機能利用料、Sigfox 接続機能利用料またはカスタムストリーミング処理機能利用料の支払いを要します。

附則（2018年10月2日）

（実施期日）

この改正規約は、2018年10月9日より実施します。

附則（2019年7月8日）

（実施期日）

この改正規約は、2019年7月8日より実施します。

附則（2019年10月1日）

（実施期日）

この改正規約は、2019年10月1日より実施します。

附則（2020年3月31日）

（実施期日）

この改正規約は、2020年3月31日より実施します。

附則（2021年10月18日）

（実施期日）

この改正規約は、2021年10月18日より実施します。

附則（2022年2月9日）

（実施期日）

この改正規約は、2022年2月9日より実施します。

附則（2025年7月1日）

（実施期日）

この改正規約は、2025年7月1日より実施します。